

一般墓地・樹林葬墓地

清水丘聖地霊園第二霊園のご案内



さしま環境管理事務組合

令和 5年 11月版

目 次

1	清水丘聖地霊園第二霊園の概要	……1
2	清水丘聖地霊園第二霊園 案内図	……2
3	清水丘聖地霊園第二霊園 一般墓地使用者のご案内	……5
	(1)一般墓地の規格と使用料金(管理料)	
	(2)一般墓地申込要件	
	(3)一般墓地配置図	
4	清水丘聖地霊園第二霊園 樹林葬墓地使用者のご案内	……6、7、8
	(1)樹林葬墓地の特色	
	(2)樹林葬墓地の使用料金	
	(3)樹林葬墓地申込要件	
	(4)よくある問い合わせ Q&A	
	(5)申込の際の注意事項	
	(6)樹林葬墓地配置図	
5	清水丘聖地霊園第二霊園樹林葬墓地記名板について	……8
6	樹林葬墓地の申込資格	……9
7	樹林葬墓地申込区分図	……10
8	申込受付、必要書類の配布(一般墓地・樹林葬墓地)	……11
9	申込注意事項(一般墓地・樹林葬墓地)使用許可の取り消し	……12
10	使用許可を受けた方へ (一般墓地・樹林葬墓地)	……12
11	申込から使用開始までの流れ(一般墓地・樹林葬墓地)	……14
12	申し込みのしおりに記載された単語の意味	……15
	清水丘聖地霊園第二霊園 埋蔵可能親等図	……16
	申請書類記入例	……17
	清水丘聖地霊園第二霊園へのご案内	……31

1 清水丘聖地霊園第二霊園の概要

当組合は猿島郡の5つの町村からなる一部事務組合として設立され今日に至り、現在は2市2町(境町、五霞町、坂東市、古河市)からなる一部事務組合となっております。

一般廃棄物処理施設には、し尿処理施設・最終処分場施設・コミュニティセンター(野球場・グラウンドゴルフ場)・火葬場といった4つの施設が境町に、資源ごみ処理施設・可燃ごみ処理施設・健康交流センターが坂東市寺久に建設され適切に運営管理されております。

火葬場は、昭和45年に建設されその後、火葬炉のみを入れ替えるなどの改修工事等を行って運営していましたが老朽化により平成4年に待合室及び葬式場を新たに建設し、その後平成7年に清水丘聖地霊園(740区画)を整備致しました。

しかしながら、依然として墓地の需要は多く、需要に見合った安定的な墓地供給は、住み良い地域づくりの生活基盤の充実にとって重要であり地域住民の要望を満たすためにも墓地を配置することが喫緊の課題であると思われれます。

以上のことから清水丘聖地霊園第二霊園を計画致しました。

(1) 所在地及び土地面積

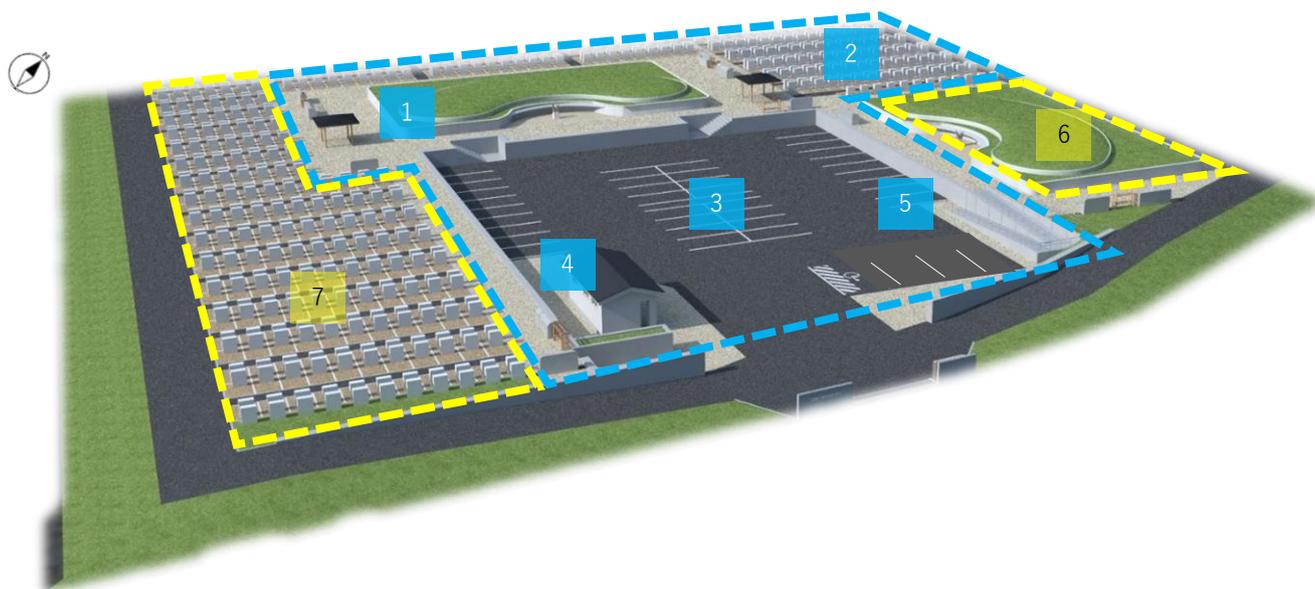
- ・茨城県猿島郡境町長井戸2903 他
- ・土地面積 9,814㎡(2,965坪)

(2) 施設概要

- ・一般墓地区画数 553区画予定
(第1期一般墓地整備数 261区画)
- ・樹林葬墓地 20,000体予定
(1期分 10,000体、2期分 10,000体予定)
- ・駐車場、御手洗い、東屋、水道設備 他



2 さしま環境管理事務組合 清水丘聖地霊園第二霊園 案内図



1 樹林葬墓地

10,000体収容可能な合葬墓
献花台や線香台、塔婆立など完備

2 一般墓地区画

261区画の一般墓地区画
一区画あたり
1.5m × 2.0m の約3㎡

3 駐車場

車両44台分が駐車可能

4 御手洗い

バリアフリースイール完備

5 スロープ

傾斜角度約4度の安心設計
※車いすで自走する場合傾
斜角度5度が基本

6 7 次期建設予定地

第2期、第3期工事予定地
※建設時期は未定

令和5年6月1日より供用開始

第二霊園 全体写真



樹林葬墓地



一般墓地



1. 樹林葬墓地

樹林葬墓地はお預かりした遺骨を袋に移し替え、地下の墓所へ埋蔵する合葬墓地となっており、参拝所7箇所、故人ごとの芳名を刻字した記名板を掲示する芳名碑が設置されております。

参拝所



献花台、焼香台、塔婆立てがございます。

モニュメント



鎮魂を込めて、樹林葬墓地(地上)に建造されております。

芳名碑



記名板を掲示する場所となります。

樹林葬墓地(地下)



お預かりした遺骨を埋蔵する施設となります。

2. 園内設備

霊園内には、駐車スペース 44台、御手洗い、東屋、水道設備を備え、車いす利用の方でも安心して霊園内を移動して頂けるようスロープが設置されております。

スロープ



南北にスロープを設置しております。

水道設備



備え付けの手桶、柄杓もご利用下さい。

御手洗い



多目的トイレも設置しております。

休憩所



2カ所設置しております。

3 清水丘聖地霊園第二霊園 一般墓地のご案内

(1) 一般墓地の規格と使用料金(管理料)

① 一般墓地規格 1.5m×2.0m(3㎡ / 0.9坪)

墓地の種類	平米数	使用料	年間管理料
一般墓地	3 ㎡	350,000円	6,000円

※一度納めた永代使用料、管理料については返還できません。

(2) 一般墓地申込要件

① 申込資格

申し込み時点で6か月以上、境町、五霞町、坂東市、古河市に住民登録をし、申込日現在も居住している方で本人、または世帯員が当霊園の使用許可を受けていない方。

② 必要書類及び添付書類

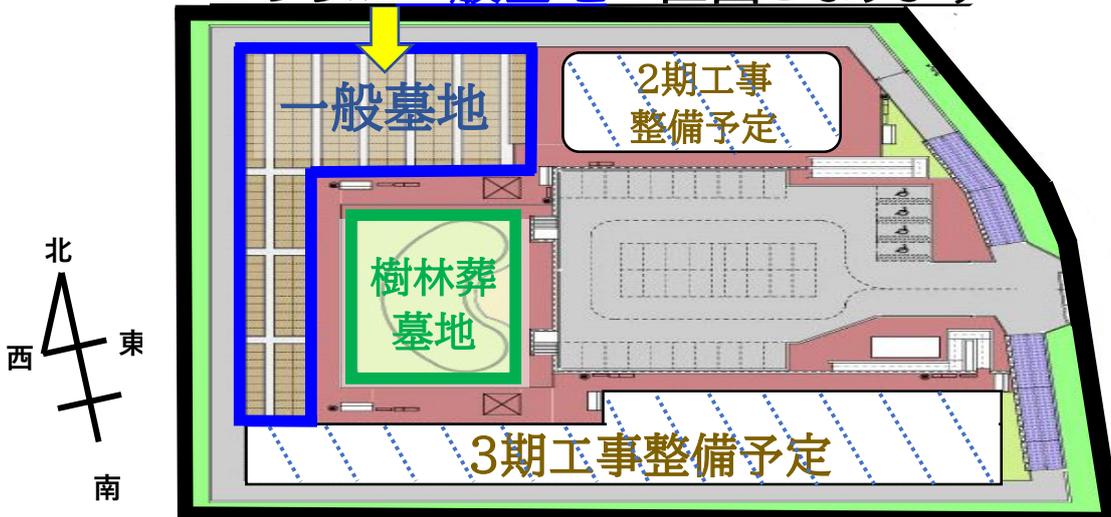
- 1.清水丘聖地霊園 第二霊園【一般墓地】受付表
- 2.墓地使用許可申請書(一般墓地)
- 3.墓地の使用許可申請に関する誓約書(両面記載)
- 4.暴力団等反社会的勢力ではないことに関する確認書
- 5.住民票

住民票

- ・現在お住まいの住所が記載されているもの
- ・個人番号の記載のないもの
- ・申込時点で発行後1ヶ月以内のもの
- ・世帯主及び世帯全員[※]の定住年月日が記載されているもの
- ・本籍及び続柄が記載されているもの

(3) 一般墓地配置図

こちらが一般墓地の区画となります



4 清水丘聖地霊園第二霊園 樹林葬墓地使用者のご案内

(1) 樹林葬墓地の特色

使用者が決められた区画内を使用する従来の墓地(一般墓地)とは異なり、一つの墓所に多くの遺骨と一緒に埋蔵する新しい形の墓地です。

(2) 樹林葬墓地の使用料金

永代使用料	管内 85,000円 管外 100,000円	(1体)
-------	---------------------------	------

※管理料は不要です。また、一度納めた永代使用料については返還できません。

(3) 樹林葬墓地申込要件

① 申込資格

本人、または世帯員が当霊園の使用許可を受けていない方。
【管内】申し込み時点で6か月以上、境町、五霞町、坂東市、古河市に住民登録をし、
申込日現在も居住している方。
【管外】管内以外の方。

② 必要書類

1. 清水丘聖地霊園 第二霊園【樹林葬墓地】受付表
2. 樹林葬墓地使用許可申請書(申込件数が4体以上になる場合はコピーしてお使いください。)
3. 樹林葬墓地記名板使用申込書(申し込みは任意となります。)
4. 樹林葬墓地(生前)使用承諾書
5. 樹林葬墓地の使用許可申請に関する誓約書(両面記載)
6. 暴力団等反社会的勢力ではないことに関する確認書
7. 親族図
8. 樹林葬墓地に埋蔵される予定のかた全員の身分を証明できる書類(住民票等)

※詳細については次ページ(7ページ)をご確認ください。

(4) よくある問い合わせ Q&A

Q1: 夫婦(家族)で隣同士または、なるべく近くに埋蔵してほしい。

A1: 樹林葬墓地は大きい1つの墓地と捉えております。遺骨をお受け取りしたあと定期的に埋蔵いたしますので、ご希望には添えない場合があります。

Q2: 記名板を夫婦(家族)で隣同士または、なるべく近くに掲示してほしい。

A2: 掲示場所は選べませんが、申込数分並べて掲示いたします。
掲示するまでにお時間をいただく場合があります。

【お申込み組合せ別必要謄本一覧(身分確認書類)】

生前申込のみのかた		住民票で墓地を使用するかた全員分の情報が確認できれば1通で結構です。
住民票	<ul style="list-style-type: none"> ・現在お住まいの住所が記載されているもの ・個人番号の記載のないもの ・申込時点で発行後1ヶ月以内のもの ・世帯主及び世帯全員の定住年月日が記載されているもの ・本籍及び続柄が記載されているもの 	
遺骨申込のみのかた		申請される方の住民票、墓地を使用するかたの戸籍謄本等両方が必要となります。
住民票	<ul style="list-style-type: none"> ・現在お住まいの住所が記載されているもの ・個人番号の記載のないもの ・申込時点で発行後1ヶ月以内のもの ・世帯主及び世帯全員の定住年月日が記載されているもの ・本籍及び続柄が記載されているもの 	
戸籍謄本、 必要に応じ除籍謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・申込時点で発行後1ヶ月以内のもの ・申請者と遺骨の関係が確認できる戸籍 	
生前申込と遺骨申込のかた		申請者及び生前申込のかたは住民票、遺骨申込のかたは戸籍謄本等が必要となります。
住民票	<ul style="list-style-type: none"> ・現在お住まいの住所が記載されているもの ・個人番号の記載のないもの ・申込時点で発行後1ヶ月以内のもの ・世帯主及び世帯全員の定住年月日が記載されているもの ・本籍及び続柄が記載されているもの 	
戸籍謄本、 必要に応じ除籍謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・申込時点で発行後1ヶ月以内のもの ・申請者と遺骨の関係が確認できる戸籍 	

(5) 申込の際の注意事項

「遺骨申込」「遺骨申込+生前申込」の場合

- ・申込遺骨の祭祀主宰者であること。

(※祭祀主宰者とは祖先の祭祀を主宰すべき人です。申込遺骨が祖先の祭祀にあたります。)

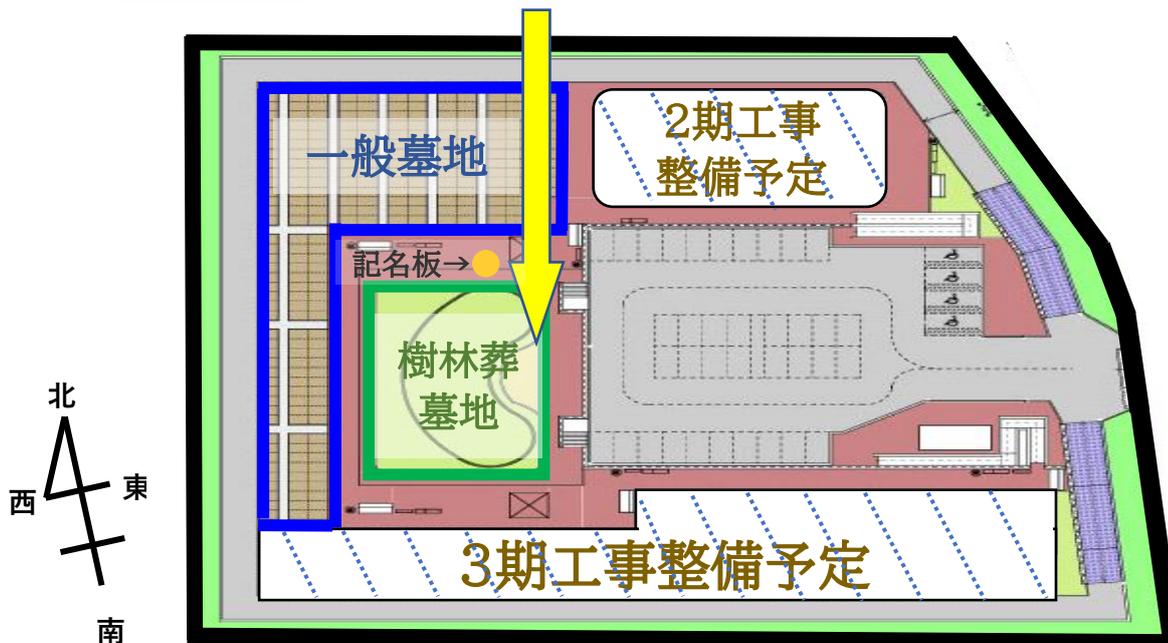
- ・生前申込分は申込者本人が埋蔵予定者になること。
- ・埋蔵する遺骨を(分骨でないものに限る)所持していること。
- ・申込者本人と遺骨の続柄が6親等以内の血族、3親等以内の姻族であること。
- ・住所が管内にあれば管外に遺骨があった場合でもその遺骨は管内扱いとする。

「生前申込」の場合

- ・2体申込は一緒に埋蔵される方との続柄が3親等以内の血族、3親等以内の姻族であること。
- ・生前申込分は申込者本人が埋蔵予定者になること。

(6) 樹林葬墓地配置図

こちらの樹林葬墓地に共同埋蔵致します



5 清水丘聖地霊園第二霊園 樹林葬墓地記名板について

(1) 申込資格(希望制)

- ・樹林葬墓地を申し込んだ全ての方が申込みいただけます。
- ・生前予約の方も申し込むことができます。
- ・申し込まれた記名板は出来る限り並べて掲示できるよう配慮します。
- ・記名板掲示後に追加で申し込まれた場合はご家族並んで掲示する等のご希望には添えかねますので、ご了承ください。



(2) 記載方法、使用料

区分	記載方法	使用料
遺骨 1体につき	ステンレス製プレート(縦12cm×横2.5cm)1枚に埋蔵遺骨の生前氏名を刻字	10,000円

※氏名は、戸籍・除籍上の情報になります。

※旧字体等の外字は常用漢字で表記させていただく場合がございます。

※旧字体等の外字を記載する際は、別途費用が発生する場合がございます。

6 樹林葬墓地の申込資格

申込区分	申込資格
遺骨申込 1体	<ul style="list-style-type: none"> ・祭祀を主宰する者であること。 ・埋蔵する遺骨を所持していること。 ・申込者と遺骨の続柄が6親等以内の血族、3親等以内の姻族であること。
生前申込 1体	<ul style="list-style-type: none"> ・申込者本人が使用すること。
生前申込 2体	<ul style="list-style-type: none"> ・申込者本人が使用すること。 ・申込者と一緒に埋蔵される生前予約対象者との続柄が、3親等以内の血族、3親等以内の姻族であること。
清水丘聖地霊園墓地 返還者申込	<ul style="list-style-type: none"> ・清水丘聖地霊園墓地使用者であり、使用している墓地を返還すること。

【注】樹林葬墓地に埋蔵されました遺骨をお返しすることは出来ません。

※申し込みの際には親族関係の分かる戸籍、承諾書、親族図等の提出が必要となります。
申込可能な親族の範囲は16ページに図の記載がございます。

※遺骨申込の場合、申込者と遺骨の続柄が6親等以内の血族、3親等以内の姻族であれば複数体の申込は可能です。

複数申込の例

遺骨申込 2体の場合	(管内)170,000円 (管外)200,000円
遺骨申込 1体 + 生前申込 1体の場合	(管内)170,000円 (管外)200,000円
遺骨申込 1体 + 生前申込 2体の場合	(管内)255,000円 (管外)300,000円

7 樹林葬墓地申込区分図

申込図		 …生前申込	 …遺骨申込	 …樹林葬墓地
遺骨申込 1体		→	 	
生前申込 1体		→	 	
清水丘聖地霊園 墓地返還者申込 <small>(右図は清水丘聖地霊園墓地を返還 し2体を樹林葬墓地に改葬する場合)</small>	  	→	  	

複数申込の例		 …生前申込	 …遺骨申込	 …樹林葬墓地
生前申込2体の場合	 + 	→	  	
遺骨申込 1体 + 生前申込 1体	 + 	→	  	
遺骨申込 1体 + 生前申込 2体	 +  	→	  	

8 申込受付、必要書類の配布(一般墓地・樹林葬墓地)

(1) 一般墓地・樹林葬墓地の必要書類の配布

- ・申込用紙配布場所 販売の日程が決まりましたら当組合ホームページ、広報誌などで
- ・申込用紙配布時間 お知らせいたします。
- ・住所、電話番号 さしま斎場 茨城県猿島郡境町長井戸1746
(☎0280-87-0619)

さしま環境 霊園 検索

(2) 一般墓地・樹林葬墓地の申込書類

◎一般墓地 (管内にお住まいのかたのみ)

- 提出書類
- 1.清水丘聖地霊園 第二霊園【一般墓地】受付表
 - 2.一般墓地使用許可申請書
 - 3.墓地の使用許可申請に関する誓約書(両面記載)
 - 4.暴力団等反社会的勢力ではないことに関する確認書
 - 5.住民票

◎樹林葬墓地

- 提出書類
- 1.清水丘聖地霊園 第二霊園【樹林葬墓地】受付表
 - 2.樹林葬墓地使用許可申請書
 - 3.樹林葬墓地記名板使用申込書(申し込みは任意となります。)
 - 4.樹林葬墓地(生前)使用承諾書
 - 5.樹林葬墓地の使用許可申請に関する誓約書 (両面記載)
 - 6.暴力団等反社会的勢力ではないことに関する確認書
 - 7.親族図
 - 8.樹林葬墓地に埋蔵される予定のかた全員の身分を証明できる書類
※申込件数によっては、住民票や戸籍謄本等、複数枚になる場合もあります。

※提出書類が間に合わない場合は、後日に提出を受付けますが、申請者の住民票は直ちにご提出願います。住民票の提出がない場合、納付書の発行が出来ません。

※提出書類の控えとなるもの(コピー等)はお渡ししておりません。必要な方は提出前にお客様ご自身で控え(コピー等)をお取りくださいますようお願いいたします。

※永代使用料納付期間 納付書到着後、納付書に記載されている納付期限内に納付をお願いします。

【管内】境町、五霞町、坂東市、古河市に住居登録をし、申込日現在も居住している方。

【管外】管内以外の方。

9 申込注意事項(一般墓地・樹林葬墓地)使用許可の取り消し

(1)以下の事項が発覚した場合は墓地の使用を取消します。

- ①墓地をその目的以外に使用したとき。
- ②使用权を譲渡し、又は墓地を転貸したとき。
- ③条例もしくは条例に基づく規則に違反し、又は管理者の指示に従わないとき。
- ④一般墓地管理料を3年以上滞納したとき。

10 使用許可を受けた方へ(一般墓地・樹林葬墓地)

(1)一般墓地

- ①墓石を建立する場合には、利用の手引きをご確認いただき必要書類をさしま斎場窓口まで提出してください。
- ②納骨の際には、墓地使用許可証、埋火葬許可証、(改葬許可証)をさしま斎場窓口まで提出してください。

(2) 樹林葬墓地

①遺骨埋蔵につきまして

- ・遺骨を埋蔵する場合は、事前にさしま斎場へ届出が必要です。
 - ・電話にて来場のご予約をいただきます。(0280-87-0619)
(1/1~1/2 及び 土日祝日が友引にあたる日を除く)
 - ・時間制でのご案内を予定しております。(状況によって変動します。)
 - ・来場時には下記のものをお持ちください。
 - 納骨の場合・・・ご遺骨、埋葬許可証、樹林葬墓地使用許可証
 - 改葬の場合・・・ご遺骨、改葬許可証、埋葬許可証(無ければ改葬許可証のみでも可)
- 樹林葬墓地使用許可証
- ・さしま斎場窓口に必要な書類(埋葬許可証、改葬許可証、樹林葬墓地使用許可証等)の提出をしてください。
 - ・必要書類確認後、ご遺骨をお預かりして終了となります。

- ・お預かりしたご遺骨は骨袋に移し替えさせていただき、月に一度、樹林葬墓地に埋蔵します。
- ・埋蔵が完了しましたら、埋蔵日を記載した樹林葬墓地使用許可証を送付いたします。
- ・埋蔵したご遺骨は永年にてお預かりいたします。

※**改葬**・・・埋蔵、収蔵している他墓地(他の霊園、お寺等)納骨堂等から当霊園樹林葬墓地へ移す場合は**改葬許可申請書**の手続きが必要となりますので、埋蔵、収蔵している**該当窓口(埋蔵、収蔵している市町村)**で手続きをお願いします。

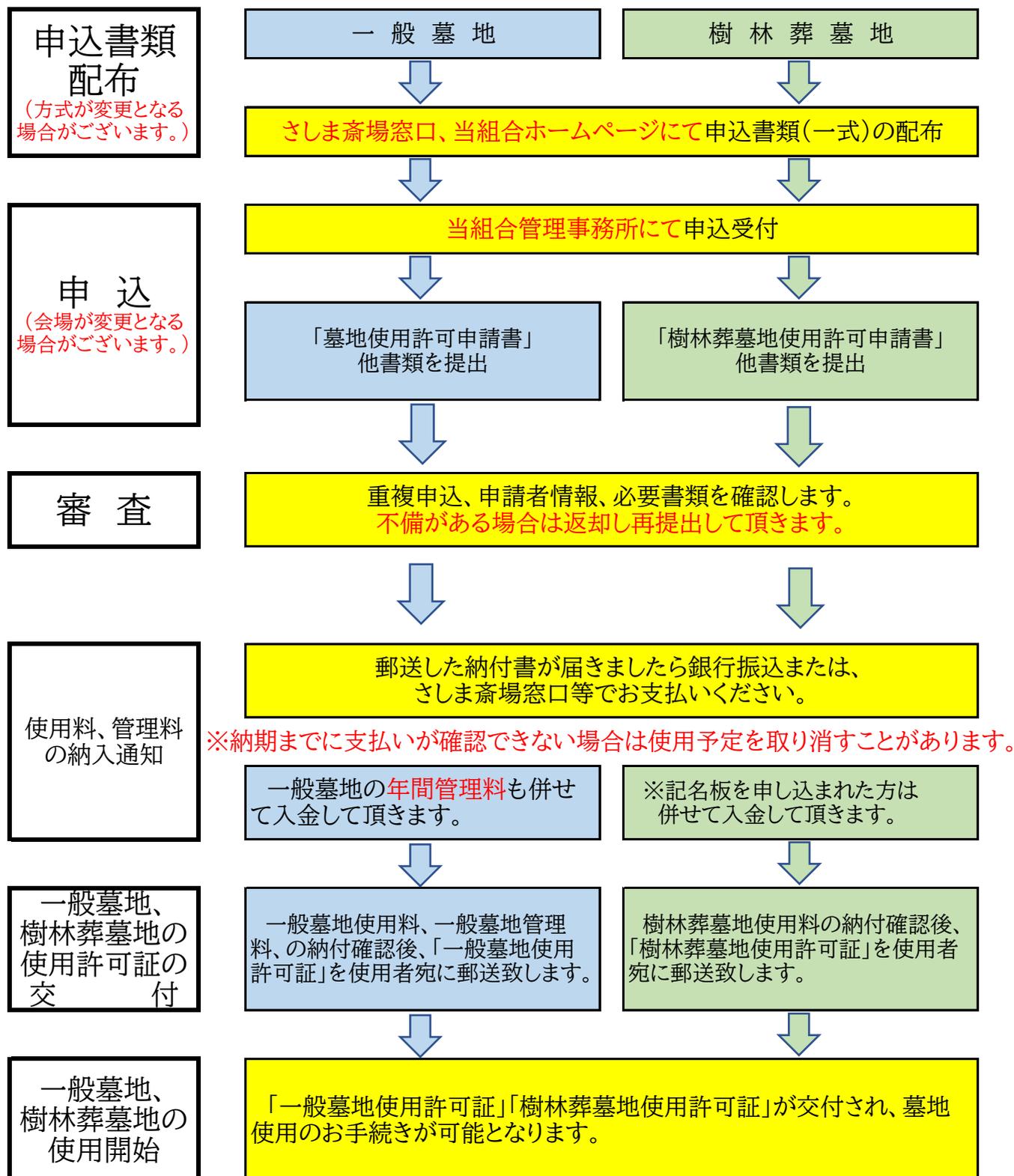
②記名板につきまして

- ・記名板を申し込む際は、樹林葬墓地記名板使用申込書の提出が必要となります。
- ・記名板の使用許可を受けられたかたは、遺骨埋蔵後に掲示させていただきます。
- ・生前予約の方も申し込むことができます。
- ・申し込まれた記名板は出来る限り並べて掲示できるよう配慮します。
- ・掲示する氏名は、戸籍・除籍上の情報になります。
- ・旧字体や外字などの氏名の表記は、**常用漢字とさせていただく場合がございます。**
- ・旧字体等の外字を記載する際は、**別途費用が発生する場合がございます。**
- ・新たに追加で記名板の使用を申し込む際は、樹林葬墓地記名板使用申込書のほかに樹林葬墓地使用許可事項変更申請書および運転免許証のコピー等身分を証明できるものの提出が必要となります。
- ・記名板掲示後に追加で申し込まれた場合はご家族並んで掲示する等のご希望には添えかねますので、ご了承ください。

③墓参につきまして

- ・花や線香は、墓地正面に設けられた献花台において手向けることができます。
- ・供物は、お帰りの際にお持ち帰りいただけますようお願いいたします。
 - ※動物に荒らされる可能性があるため、ご協力願います。
- ・塔婆立てをご用意しておりますが、塔婆は定期的に処理いたしますので、ご了承ください。

11 申込から使用開始までの流れ(一般墓地・樹林葬墓地)



12 申し込みのしおりに記載された単語の意味

【^{サイシ シュサイシヤ}祭祀主宰者】とは

日本の伝統・慣習として、先祖のお墓を守り供養することは、子孫の大事な勤めになります。それを行なう者を、法律上では祭祀主宰者(祭祀承継者)と言います。

民法上、相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継すると定められていますが(民法896条)、系譜(家系図等)、祭具(位牌や仏壇、神棚等)および墳墓(墓石や墓碑等)などのいわゆる「祭祀財産」と呼ばれているものについては、相続財産とはならず、祖先の祭祀を主宰すべき者が承継すると定められています(民法897条1項本文)。なお、遺骨そのものや墓地の使用権も、祭祀財産に含まれると考えられています。この祖先の祭祀を主宰すべき者を、法律上「祭祀主宰者」といいます。

※遺骨申込をした者は祭祀主宰者にあたります。

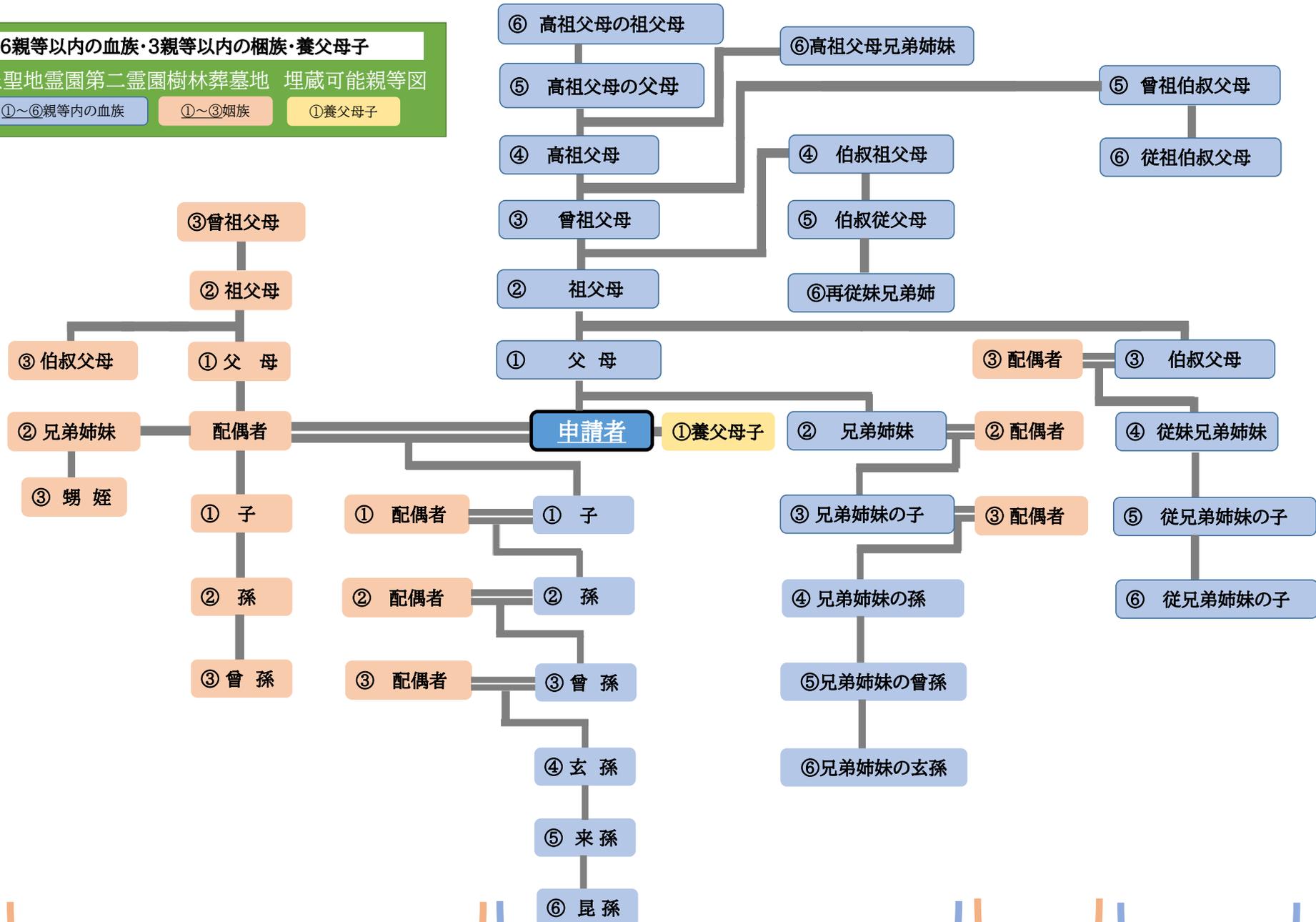
(生前2体の申し込みの場合、存命の方が祭祀主宰者として承継をして頂きます)

【住民票と戸籍】の違いは何ですか

住民票は「住民の居住関係を公に証明」するものです。住民票の写しには「氏名」、「生年月日」、「性別」、「住所」、「住民となった年月日」、「届出日及び従前の住所」などが記載されています。「世帯主の氏名と世帯主との続柄」、「本籍及び筆頭者氏名」は住民票の交付を申請するときに住民票への記載の有無を選択することができます。

戸籍は、「人の出生・死亡・婚姻・離婚・縁組などの重要な身分関係を登録・公証する公文書」で、身分事項を証明するものです。戸籍には「本籍」、「筆頭者氏名」、同じ戸籍に記録されている者の「名」、「生年月日」、「父・母の氏名」、「出生地」、「婚姻届け」などが記載されています。

6親等以内の血族・3親等以内の姻族・養父母子
 清水丘聖地霊園第二霊園樹林葬墓地 埋蔵可能親等図
 ①～⑥親等内の血族 ①～③姻族 ①養父母子



婚姻による親族(姻族)

血族

姻族

血族

墓 地 使 用 許 可 申 請 書 （一 般 墓 地）			
さしま環境管理事務組合 管 理 者 様			申請日 ○ 年 × 月 △ 日
住 所		〒306-0404 茨城県猿島郡境町長井戸1746	
申 請 人	氏 名	環 境 太 郎	
連 絡 先		080-××××-××××	
さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例、同施行規則及びこれらに基づく指示を守りますから、下記のとおり墓地の使用を許可くださるよう申請します。			
使 用 者	氏 名	フリガナ <small>カンキョウ タロウ</small> 環 境 太 郎	連絡先 自宅) 0280-87-0619 携帯) 080-××××-××××
	住 所	〒 306-0404 茨城県猿島郡境町長井戸1746	
	本 籍	〒 306-0404 茨城県猿島郡境町長井戸1746	
申請する墓地		清水丘聖地霊園 第一霊園 一 般 墓 地 <input type="checkbox"/>	清水丘聖地霊園 第二霊園 一 般 墓 地 <input checked="" type="checkbox"/>
希望墓地番号		記入しない	受付番号 ー
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 使用者の住民票（謄本） <input type="checkbox"/> 墓地の使用許可申請に関する誓約書 <input type="checkbox"/> 暴力団等反社会的勢力でないことに関する確認書	
許 可 年 月 日		年 月 日	許 可 番 号 ー

希望墓地に
✓

太枠内は記入
しない

墓地の使用許可申請に関する誓約書

○ 年 × 月 △ 日

さしま環境管理事務組合
管 理 者 様

私は、「さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例」（以下「条例」という。）及び「さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）に定められている規定を遵守するとともに、以下の全ての同意事項につき、十分理解したうえで、申請することをここに誓約いたします。なお、この同意事項に違反したときは、墓地使用権の取消処分を受けてもかまいません。

住 所 〒 306-0404 （墓地使用者本人の住所）
茨城県猿島郡境町長井戸 1746
氏 名 (フリガナ)
(自 署) 環境 太郎 (墓地使用者本人の名前)
連 絡 先
(自 宅) 0280-87-0619 (墓地使用者本人の番号)
(携 帯) 080-..... (墓地使用者本人の番号)

番号	同 意 事 項	チェック欄 ※同意しましたか。
①	申請にあたっては争いが起きないように、親族間で十分に話し合いを行ってください。また、申請以降に争いが起きた場合は、使用者が自己責任において解決することとし、組合は一切関与しません。	<input checked="" type="checkbox"/> はい
②	申請者は、申請資格要件すべてに該当している必要があります。後に、該当していないことが発覚した場合は、使用許可は取消されます。	<input checked="" type="checkbox"/> はい
③	一般墓地の使用権を第3者に譲渡、又は転貸することはできません。	<input checked="" type="checkbox"/> はい
④	納入した使用料の還付については、裏面に記載のとおり、条例及び規則に基づき行われます。	<input checked="" type="checkbox"/> はい

裏面に続く

⑤	使用料の支払いは一括です。期間内に支払われない場合は使用許可が取り消されます。	<input checked="" type="checkbox"/>	はい
⑥	墓地の使用期間内に住所の変更や使用許可の承継等、申請内容に変更が生じた場合は速やかに手続きを行ってください。	<input checked="" type="checkbox"/>	はい
⑦	毎年発生する年間管理料を3年以上滞納した場合は、使用許可が取り消されます。	<input checked="" type="checkbox"/>	はい
⑧	使用許可が取り消された場合は、速やかに墓地の墓碑等を撤去し原状回復してください。その際の費用は使用者の負担です。	<input checked="" type="checkbox"/>	はい

【参考】納入した使用料の還付割合について

「さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例」※一部抜粋
(使用料等の還付)

第14条 既に納付された使用料及び管理料は還付しない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、その一部を還付できるものとする。

「さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例施行規則」※一部抜粋
(使用料の還付)

第18条第1項 条例第14条ただし書の規定による使用料の還付の額は、使用者が使用許可を受けた日から3年以内に未使用の墓地を返還した場合に限り、既納の使用料の半額とする。

暴力団等反社会的勢力ではないことに関する確認書

令和 ○ 年 × 月 △ 日

さしま環境管理事務組合
管 理 者 様

（申請人）

住 所 茨城県猿島郡境町
長井戸 1746

（墓地使用者本人の住所）

氏 名 環境 太郎 印

（墓地使用者本人の名前）

申請人（世帯主）は、下記について相違がないことを確約します。

記

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又それらの利益となる活動を行う者ではありません。

樹 林 葬 墓 地 使 用 許 可 申 請 書				
				申請日 ○年 ×月 △日
さしま環境管理事務組合 管 理 者 様				
フリガナ		カンキョウ タロウ		（自宅）0280-87-0619（本人）
氏 名		環境 太郎		連絡先 携帯）080-××××-××××（本人）
申請者住所		〒306-0404 茨城県猿島郡境町長井戸1746		
本 籍		〒 茨城県猿島郡境町長井戸1746		
ここに記入されるかたは 祭祀主宰者になります。				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 申込件数が4体以上になる場合はコピーしてお使いください。 </div>				
国の設置及び管理に関する条例、同施行規則及びこれらに基づく指示 墓地の使用を許可くださるよう申請します。				
管内・管外申込の別		管内 <input checked="" type="checkbox"/> : 管外 <input type="checkbox"/> (境町、五霞町、坂東市、古河市が管内です)		
1 申込対象者氏名	フリガナ) カンキョウ タロウ 環境 太郎	続柄	本人	遺骨・生前の別 遺骨 <input type="checkbox"/> 生前 <input checked="" type="checkbox"/>
2 申込対象者氏名	フリガナ) カンキョウ ハコ 環境 花子	続柄	妻	遺骨・生前の別 遺骨 <input type="checkbox"/> 生前 <input checked="" type="checkbox"/>
3 申込対象者氏名	フリガナ) カンキョウ ダイスケ 環境 大助	続柄	父	遺骨・生前の別 遺骨 <input checked="" type="checkbox"/> 生前 <input type="checkbox"/>
添付書類 (✓で確認)	<input type="checkbox"/> 申請者の住民票（謄本） <input type="checkbox"/> 埋蔵する遺骨との関係がわかる戸籍謄本または除籍謄本 <input type="checkbox"/> 墓地の使用許可申請に関する誓約書 <input type="checkbox"/> 暴力団等反社会的勢力でないことに関する確認書 <input type="checkbox"/> 樹林葬墓 <input type="checkbox"/> 樹林葬墓 <input type="checkbox"/> 改葬に関 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;"> 太枠内は記入しないで ください。 </div>			
許可年月日	年 月 日	許可番号	—	

記入例 (樹林葬墓地)

③

樹林葬墓地記名板使用申込書

申請日 年 月 日

さしま環境管理事務組合 様

住 所 茨城県猿島郡境町長井戸 1746

(フリガナ) カンキョウ タロウ

申 請 者 氏 名 環 境 太 郎

連 絡 先 (自宅) ××××-××-××××

(携帯) △△△-△△△△-△△△△

清水丘聖地霊園第二霊園 樹林葬墓地にて記名板を使用したいので申請します。

(フリガナ) カンキョウ ダイスケ
申請者(使用者) 氏 名 環 境 大 助 (続柄) 父

(フリガナ) カンキョウ タロウ
申請者(使用者) 氏 名 環 境 太 郎 (続柄) 本人

(フリガナ) カンキョウ ハコ
申請者(使用者) 氏 名 環 境 花 子 (続柄) 妻

(フリガナ)
申請者(使用者) 氏 名 (続柄)

- ※記名板を申込のかた全員の氏名を枠内にご記入ください。
- ※記名板の申込は墓地の使用許可を受けたかたのみとなります。
- ※記入された順に掲示いたします。
- ※旧字体等の外字は常用漢字で表記させていただく場合がございます。
- ※旧字体等の外字を標記する際は、別途費用が発生する場合がございます。

受付年月日 年 月 日 使用者樹林葬墓地許可番号 -

樹林葬墓地(生前)使用承諾書

申請日 ○ 年 × 月 △ 日

さしま環境管理事務組合
管 理 者 様

申請者 (使用者) 氏 名 環境 太郎

樹林葬墓地 使用 者	氏 名	(フリガナ) 環境 太郎
	住 所	〒306-0404 茨城県猿島郡境町長井戸 1746
	連絡先	(電話番号) 0280-87-0619 (本人) (携帯番号) 080-××××-×××× (本人)

上記「使用者」の死亡に伴い、その祭祀を主宰する者として樹林葬墓地に納骨することを承諾いたします。

承 諾 者 1	氏 名	(フリガナ) 環境 一郎
	住 所	〒306-0404 茨城県猿島郡境町長井戸 1734
	連絡先	(電話番号) 0280-87-0609 (携帯番号) 080-××××-××××
	続 柄	長男
承 諾 者 2	氏 名	(フリガナ)
	住 所	〒
	連絡先	(電話番号) (携帯番号)
	続 柄	
承 諾 者 3	氏 名	(フリガナ)
	住 所	〒
	連絡先	(電話番号) (携帯番号)
	続 柄	

○樹林葬墓地使用許可申請書に記載されていない親族または第三者のお名前を記入してください。

○ご自身が申し込んだ墓地区画に埋蔵完了 (最後の一体の埋蔵) をしていただくかた。

○樹林葬墓地に埋蔵されることを、使用者 (申込者) さま以外にも承諾いただいた証明にもなります。

樹林葬墓地の使用許可申請に関する誓約書

○ 年 × 月 △ 日

さしま環境管理事務組合
管 理 者 様

私は、「さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例」（以下「条例」という。）及び「さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）に定められている規定を遵守するとともに、以下の全ての同意事項につき、十分理解したうえで、申請することをここに誓約いたします。なお、この同意事項に違反したときは、墓地使用権の取消処分を受けてもかまいません。

住 所 〒 306-0404 （墓地使用者本人の住所）
茨城県猿島郡境町長井戸 1746.....
 氏 名 (フリガナ) カキョウ タロウ
 (自 署)環境 太郎 (墓地使用者本人の名前).....
 連 絡 先
 (自 宅)0280-87-0619 (墓地使用者本人の番号).....
 (携 帯)080..... (墓地使用者本人の番号).....

番号	同 意 事 項	チェック欄 ※同意しましたか。
①	申請にあたっては争いが起きないように、親族間で十分に話し合いを行ってください。また、申請以降に争いが起きた場合は、使用者が自己責任において解決することとし、組合は一切関与しません。	<input checked="" type="checkbox"/> はい
②	申請者は、申請資格要件すべてに該当している必要があります。後に、該当していないことが発覚した場合は、使用許可は取消されます。	<input checked="" type="checkbox"/> はい
③	樹林葬墓地の使用権を第3者に譲渡、又は転貸することはできません。	<input checked="" type="checkbox"/> はい
④	納入した使用料の還付については、裏面に記載のとおり、条例及び規則に基づき行われます。	<input checked="" type="checkbox"/> はい

裏面に続く

⑤	使用料の支払いは一括です。期間内に支払われない場合は使用許可が取り消されます。	<input checked="" type="checkbox"/> はい
⑥	樹林葬墓地の使用期間内に住所の変更や使用許可の承継（名義変更）等、申請内容に変更が生じた場合は速やかに手続きを行ってください。	<input checked="" type="checkbox"/> はい

【参考】納入した使用料の還付割合について

「さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例」※一部抜粋
(使用料の還付)

第 24 条 既に納付された使用料及び管理料は還付しない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、その一部を還付できるものとする。

「さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例施行規則」※一部抜粋
(使用料の還付額)

第 36 条 条例第 24 条の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号の定める額とする。

- (1) 許可を受けた使用開始の日から起算して 3 年以内に樹林葬墓地使用权を返還する場合 半額
- (2) その他管理者が特別の理由があると認められた場合 管理者が定める額

2 前項第 1 号及び第 2 号の規定による使用料の還付は、納骨室に焼骨を埋蔵したことが無い場合に限る。

暴力団等反社会的勢力ではないことに関する確認書

令和 ○ 年 × 月 △ 日

さしま環境管理事務組合
管 理 者 様

（申請人）

住 所 茨城県猿島郡境町
長井戸 1746

（墓地使用者本人の住所）

氏 名 環境 太郎 印

（墓地使用者本人の名前）

申請人（世帯主）は、下記について相違がないことを確約します。

記

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又それらの利益となる活動を行う者ではありません。

親 族 図 (例)

⑦



申込の範囲 6親等以内の血族と3親等以内の姻族（養父母子）の方が申込可能となります

墓地使用者本人（申請者）と申込対象者のご関係性をご記入ください

墓地使用者本人（申請者）と申込対象者以外のかたはご記入いただかなくて結構です

委任状

さしま環境管理事務組合

管 理 者 様

私は、令和 年 月 日から 月 日に行われる清水丘
聖地霊園第二霊園販売会の申し込みに参加することが出来ませんの
で、下記の者を代理人と定め、上記販売会の申し込みに関する一切
の権限を委任いたします。

令和 ○年 △月 ×日

委任者住所 茨城県猿島郡境町長井戸 1746

氏名 環境 太郎 印

代理人住所 代理で申請するかたの住所

氏名 代理で申請するかたの名前印

※申込当日に申請者ご本人が来場することができない場合は、代理のかたでも申し込むことができます。その際は委任状（この用紙）に委任者（申請者ご本人）・代理の方の住所、氏名をご記入いただき、提出をしてください。

さしま環境管理事務組合 清水丘聖地霊園第二霊園へのご案内

案内図



駐車場

さしま斎場 95台、マイクロバス5台、 第二霊園 40台

圏央道 境古河ICから車で11分

電車、バスでお越しの場合「西南医療センター病院入口」から徒歩約10分

JR東北本線「古河駅」から

車で30分、バスで約40分(朝日バス「古河駅西口」より境車庫方面)

東武鉄道 東部スカイツリーライン「東武動物公園駅」から

車で約30分、バスで約40分(朝日バス「東武動物公園駅」より境車庫方面)



霊園 / 斎場 / 火葬場に関するお問合せ

【さしま斎場】

茨城県猿島郡境町長井戸1746

電話 : 0280 - 87 - 0619

FAX : 0280 - 87 - 6800

さしま環境 霊園

検索

